

市産品セールスプロモーション事業業務委託仕様書

1 業務名 市産品セールスプロモーション事業業務

2 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業の目的

五島市内の産品を取り扱う物産関係事業者において、国内の販路開拓や海外への展開、商品づくりや原料の調達等、各事業者により課題が異なり、複雑化してきている。

これを解決するため、五島市が有する五島市産品の魅力について、国内・海外における複数拠点や海外への販路を持つ国内企業やグループ企業を中心に営業活動をしていくことで、国内の販路拡大を継続しつつ、海外販路の展開も喚起し、販路拡大とブランド化の向上を図り、外貨の獲得による市内事業者の売上向上・経営安定と、地域経済の活性化と発展へと繋げる。

4 業務内容

(1) 五島市東京事務所及び福岡事務所と連携した五島フェア開催業務

- ・開催回数 36回以上
- ・内容 受託者、五島市東京事務所及び福岡事務所、招聘したバイヤー等により企画される飲食店、小売店、百貨店等での五島フェアや物産展に対して助言、実施、運営、精算手続をおこなう。

※開催回数に関しては、海外の飲食店等のフェアも含めて36回以上とすること。

※受託者は、510列島まつり実行委員会が実施する510列島まつりの開催期間に合わせて、会場（アミュプラザ長崎かもめ広場）周辺の飲食店で五島フェアを実施すること。（アミュプラザ長崎やかもめ市場を想定）

※五島市東京事務所及び福岡事務所が担当する五島フェアの予算及び開催回数については、1回あたり20万円程度を予算として15回程度を予定しており、契約前に五島市及び受託者の双方で協議を行い、回数及び予算を決定する。

※1社が複数店舗で開催する場合は店舗ごとに1回とみなし、広告宣伝費の上限は原則3店舗分（3回）までとする。ただし、大きな効果が見込まれる場合など、店舗数の上限を超えて支給することが好ましい場合は都度、五島市及び受託者の双方で協議を行い支給額を決めるものとする。なお、開催実績については店舗ごとに報告すること。

(2) バイヤー等招聘業務

- ・ 招聘回数 33社以上
- ・ 内 容 国内及び海外への販路を持つ市外のバイヤーやシェフ等を五島市へ招聘し、五島市内生産者との商談をおこなうため、五島市東京事務所及び福岡事務所と連携し、バイヤーへの営業活動及び来島に係る旅行券等の手配や旅費の精算手続をおこなう。

※海外（国外）との取引実績があるバイヤー等を3組以上招聘すること

※招聘するバイヤー等の市内アテンド対応は、受託者あるいは五島市文化観光課にて対応する

※複数社を同一行程で招聘する場合も、各1社単位での実績とみなす。よって、可能な場合は、まとめて招聘すること。

※五島市東京事務所及び福岡事務所が担当するバイヤー招聘組数については、15社程度を予定しており、契約前に五島市及び受託者の双方で協議を行い招聘する組数を決定する

(3) 商談会出展業務

- ・ 商談会回数 5回
- ・ 内 容 ①出展申込などの事務手続
②現地（商談会開催地）で必要な備品・什器等の手配
③上記2点に係る精算手続

※海外企業や海外輸出向けの商談会には積極的に出展すること

※出展にかかる資料作成等の準備に関しては、（一社）五島市物産振興協会と協議して実施すること。

※経費については、会場使用料、什器代、食材展示品代、試食代、物産振興協会の旅費・宿泊費（1名分）などを想定。

(4) 海外販路開拓業務

- ・ 海外（国外）の需要が見込まれる場合は、市内事業者との輸出取引に繋げる。
- ・ 海外販路に繋がるバイヤーの招聘や市場調査を行い、市産品の海外への販路拡大を図る

※市内事業者の輸出の意向や供給量、認証関係の調査も受託者において実施すること。

(5) 効果検証

- ・ 開催した五島フェアにおける五島産品の総売上額を把握し、とりまとめること
- ・ 市産品の海外販路拡大にかかる検証結果についてとりまとめること
- ・ 本事業による、市外事業者との取引成約金額をとりまとめること

5 定期報告及び業務完了報告

受託者は、6月末まで、9月末まで、12月末までの業務の進捗をそれぞれ翌月10日までに次の書類により報告すること。また、業務完了報告書にも次の書類を成果物として添付すること。また、各報告時には次の書類を提出すること。

(提出書類)

- ・定期報告書及び業務完了報告書（任意様式）
- ・五島フェア開催実績一覧表（仕様書様式1）
- ・五島フェア開催報告書（仕様書様式2）
- ・五島フェア取扱商品一覧表（仕様書様式3）
- ・五島フェアの実施状況がわかるもの（写真・チラシ等）
- ・バイヤー等商談・視察等行程表（仕様書様式4）
- ・バイヤー等招聘に係る生産者との商談記録（仕様書様式5）
- ・バイヤー等招聘による売上実績（仕様書様式6）
- ・バイヤー等産地招聘の実施状況がわかるもの（写真等）
- ・商談会出展報告書（仕様書様式7）
- ・商談会出展の実施状況がわかるもの（写真等）
- ・海外販路開拓業務の実施状況がわかるもの（任意様式）
- ・効果検証報告書（任意様式）

6 特記事項

- ・バイヤー等招聘業務に係る旅費については、原則として、招聘するバイヤー等の出発地を基準として、下記の金額を1社当たりの上限とする

関東以北の地域	150,000 円（税込）
中部、関西、中国、四国地方	120,000 円（税込）
九州地方	80,000 円（税込）

7 その他

業務を遂行するにあたり発生する一切の経費は受託者の負担とする。